

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第26号

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成27年6月30日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成28年7月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。